第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　議事概要

○と　き：令和２年5月14日（水曜日）20時00分から21時10分まで

○ところ：本館５階　正庁の間

○出席者：吉村知事・田中副知事・山野副知事・山口副知事・副首都推進局長・危機管理監・政策企画部長・報道監・総務部長・財務部長・スマートシティ戦略部長・府民文化部長・IR推進局長・福祉部長・健康医療部長・商工労働部長・環境農林水産部長・都市整備部長・住宅まちづくり部長・教育長・府警本部警備部長・大阪健康安全基盤研究所公衆衛生部長・大阪市健康局首席医務監

【会議資料】

　会議次第

　資料１－１

　資料１－２

　資料１－３

　資料１－４

　資料１－５

　資料２－１

　資料２－２

　資料２－３

　資料２－４

　資料２－５

　資料３

　資料４

【知事】

・先ほど安倍総理の会見も終わりまして、39県において緊急事態宣言が解除されるということになりました。一方で8都府県、これは大阪も含めて、今なお緊急事態宣言として、警戒しなければならないエリアとして大阪は指定されています。引き続きこの警戒態勢を持つ必要があろうかと思います。振り返りますと3月の下旬から4月の上旬にかけて、非常に多くの感染者が大阪で発生を致しました。まさに右肩上がりの状態になっていました。もう少しいけば、これは指数関数的に増えてもおかしくないというぐらいの状態だったのが4月の上旬だったと思います。

・ただ、この緊急事態宣言の期間中、多くの府民の皆さん、事業者の皆さんの協力を得まして、この感染については、なんとかその山を抑えた。そしてこの感染については、ずいぶんと陽性者の数も抑えることに成功しているというふうに思います。決して油断してはいけませんが、この1ヶ月強の間、本当にここにいる皆さん、そして府民の皆さん、事業者の皆さんで大きな危機をひとつ乗り越えたと思いますが、油断してはならないというふうに思います。

・そんな中でこの1ヶ月間府民の皆さん、事業者の皆さんに大きな出血も伴いました。この感染を抑えつつある中で、どこに出口があるのか、それをしっかり示していこうということで、大阪モデルを打ち立てました。客観的な基準数値を立てて、そしてこれからの進むべき道として、感染拡大を抑えながら、社会経済活動も徐々に復活させると。その道しるべをしっかり作って、トンネルの出口を作っていこうということを大阪で今チャレンジをしているわけです。その数値も専門家の意見もお聞きしながら、大阪府として意思決定をしました。7日間、連続でこの数値を達成すれば、段階的に休業要請は解除するという方向を定めました。重症病床のベッド使用率60％未満。陽性者の数、陽性者の率、7％未満。感染源不明の方の7日間の平均が10人未満という数値を立てて、医療崩壊を防ぐという明確な基準を立てました。その数値については、この7日間クリアする事ができた。これも全て府民の皆さん、事業者の皆さんのご協力のおかげだと思ってます。

・これから大切なことは、この緑の範囲、緑の基準をいかに継続していくか。社会経済活動を戻しながら緑を維持するというまさにそういったことが重要だろうというふうに思っています。その中で、本日、どういった部分について休業要請を解除していくのか、そして、解除するとしてどういう事を守っていただくのか、大阪府独自のガイドラインを定めていく。そういったことを様々この間検討してきたところであります。大阪府として、現時点での方針決定をしたいと思います。そして、府民の皆さんにお知らせをして、なんとかこのウイルスと共生する社会を目指していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

※資料１－１に基づいて、健康医療部長より説明。

資料１－２に基づいて、健康医療部長より説明。

資料１－３に基づいて、健康医療部長より説明。

資料２－１に基づいて、危機管理監より説明。

資料２－３に基づいて、政策企画部長より説明。

資料２－４に基づいて、危機管理監より説明。

資料２－５に基づいて、危機管理監より説明。

【府民文化部長】

・この2－4標準的対策の④劇場等についてです。国の方は特定警戒都道府県というのは、まだ劇場は開けるなということですけれども、特定警戒都道府県以外については、国の基準は十分な座席の間隔、四方を開けた座席配置が確保されること、こうなっています。大阪府の場合は、本来は開けてはいけないですけれど、今回開けていい代わりに2ｍを目安に空けると書いています。

・当部ではグランキューブを所管しています。2ｍ空けるということは、国の基準でいきますと四方を空けるということですから、横でいえば隣を空ければいいわけですよね。2ｍということは、だいたい60㎝幅なので、1人置いたら次は4人空けなければいけない、5人目から座っていい。これをグランキューブで試算すると、約2,800席あるのが388席しか使えない、つまり14パーセント。

・それからNGKで計算しますと、858席のうちの128席、15パーセント。何が言いたいかというと、こういうガイドラインを示しても結局は、これであれば誰も採算をとって営業をできないので、逆に言えばこれは100パーセントできませんという数字なので、これであれば当分まだ閉めてくださいと言ったほうが我々として、グランキューブ、劇場とかにも話もしやすいし、これは実質できない、5席に1つしか埋めるなと、後ろも空けろということですから、次の段階でまた緩めることがあるのかどうかというのが1つ質問と。

・実質ガイドラインといいつつ、とてもじゃないけど、できない基準。物理的にできても採算もとれなくて、全くビジネスとして成り立たない劇場経営で貸していいですよというのは、これはちょっと僕はいかがなものかなと。せめて国の四方を空けろというならまだ、計算できますけれど、全体の14パーセントしか使えませんという中で、そのガイドラインで開けていいですよというのはどうなのでしょうか。

【危機管理監】

・まず、資料2－4の3ページのところをご覧いただきたいのですが、今、岡本部長からお話があった劇場等ですけれど、十分な座席の確保等でできるだけ2ｍ目安に最小1ｍが確保されること。例えば四方を空けた席配置、または使用する座席の1/2以下とする措置などを行うことというふうに記載しております。

・先ほども申し上げましたけど、今現在、各業界団体さんが国の助言等に基づいてガイドラインを作っておられますけれども、すでに映画館の全国団体のガイドラインというものができておりまして、その中では十分な座席の間隔の確保、前後左右を空けた席配置、距離を置くことと同等の効果を有する措置等に努めるというふうに書かれてあります。

・先ほど申し上げましたように、業界団体が国の助言等に基づいてそういうガイドラインを作った時は、そのガイドラインに沿っていただいたら結構ですというふうに先ほど説明したと思いますけれど。ですから府の書いていることと、業界的、標準的対策で書いていることと、今申し上げたのは映画館ですけれども、そんな大きな違いは僕はないと思っておりますし、こういったものが今日中に主なところは、業界のガイドラインができると聞いておりますので、劇場の方も基本的に今日中にできると思いますので、そちらができればそれに準拠していただければいいというふうに考えます。

【府民文化部長】

・もちろん、ただ僕が聞いているのは演芸場とかホールについては、業界でそういうことを決めるということがないそうなので、いわゆる四方を空けるというのは、隣の席を空ける、後ろの席を空ければ四方を空けられるのですが、2ｍということになると今言ったように4席空けないと2ｍ隣で空かないので、実質経営不可能なんですよね。

・だからそこまでしてやっていいというのが、彼らもちろんルールを守りますから。我々のところもそうですけれど、グランキューブを借りる人は2ｍ空けて借りてくださいねという話、この基準にはなるんですね。でも2ｍ空けるということは4席空けるから今言ったように380しか入らないんです、2,800席で。

・それはたぶんホールの貸館料、例えば200万ぐらいしたとしたら、ホールに座るだけで1人7千円・8千円を払ってくださいねと、コンテンツを別にしてということなので、たぶん実質何もできないので。

・だから逆にこれをやるということであれば、この次の段階で国のように2ｍということではなくて、要するに四角を空けた席配置をして、あるいは更に通路とかには十分な距離をとってくださいという基準に、府はもう一つ変わるのかどうかというのを僕たちはたぶん問われるので。教えていただきたいということなんです。

【危機管理監】

・まず、さっきも申し上げましたけど、イベントの自粛のそれを担保するものとして、集会場、展示場、多目的ホール、文化会館は、引き続きそもそも休止をしていただくということになっております。それは休止をするわけですよね。部長がおっしゃったのはその後の話ですか。

【府民文化部長】

・中止は中止で、まだこの期間ですから。中止は構わないと思っているのです。皆さんも。ただ、こういうふうに劇場、演芸場、これやったら開けていいというこの数字が、現実的には今言ったみたいに800席で100席でやるかというと、やればやるほどすごい赤字でたぶんやらない、誰も。できない数字を出すなら、まだ当面止めてもらって、もう少し落ち着いた段階で、国が示しているようないわゆる四方を空けた席配置、つまり隣、隣、前、後の四方を空けてやっていいよというほうがまだ、現実的に考えられるけど、3席横を空けなさいというこの基準でやれというのが、だいたい60㎝幅です。2ｍを目安というのがうちの基準ですよね。

【危機管理監】

・できるだけ2ｍを目安に最小1ｍと書いています。

【府民文化部長】

・自粛警察もいる中で、できるだけ2ｍと言ったら、2ｍ空けてないともたない。

【危機管理監】

・ですから、できるだけ2ｍを目安に最小1ｍというふうに書かせていただいていますから、それの例として例えば四方を空けた座席配置、または使用する座席の1/2以下とする措置などを行うことというふうに書いているわけです。

【府民文化部長】

・作るほうではなくて、使うほうの人の立場にたてば、僕も何人も聞きましたけど、使うほうの立場になれば、やはり今、大阪府の指導を皆さん守りますから、できるだけ2ｍといえば2ｍでしか考えないです。最小1ｍ使わないし、後ろの例えば四方空けた座席配置と言えば2ｍにならないです。1ｍもならないです。

・だいたい60㎝幅で椅子があるわけやから。だから使う人の立場にたてば2ｍを守るんです。だからこれ外してくれと言ってるわけではないんです。当面難しいなら難しいで、次の段階で2ｍというのは外れることがあるのですか、それを今皆さんに聞かれていますから。2ｍではやらないんですよ。使うほうが、劇場のほうが、演芸場の方が。僕らもできない、グランキューブもできない。

【危機管理監】

・劇場についても、基本的に先ほど申し上げました映画館の団体が作ったようなガイドラインをたぶん作られると思います。この各業態、各業界が自主的に作られるガイドラインについては、これは当面、今後の持続的な対策を見据えて、専門家会議の提言を参考に国のほうで助言等を行って、各業界団体にガイドラインを作成させておられるというふうに聞いていますので、業界が自主的に使われる場合については、当面続くのだと思っています。

・府の定めた標準措置については、これは緊急事態の宣言区域、大阪府はまだ宣言区域に入っていますので、その区域内における、知事からの要請と、事実上の知事からの協力依頼要請と位置づけにしていますので、この府の標準的対策でお願いする期間については、国の緊急事態の宣言区域が解除された時点で、このお願いをどうするかというのはまた改めて判断するということ。

【府民文化部長】

・それはわかりました。じゃあ当面2ｍを目安ということで、また大阪府が国から外された時に四方にするのか、どうするかというのはまたあるという。

【危機管理監】

・そうです。これをずっと続けるということではなくて。ただ、ガイドラインのほうは、国の業界団体が作られるガイドラインのほうは、緊急事態宣言区域が解除されることには関係なく、おそらくずっと続けられる、そのためのガイドラインだというふうに考えている。

【府民文化部長】

・すいません。グランキューブ含めて、ホール、フェスティバルホールとか、音楽ホールとか、演芸場というのは、もちろん今皆さん、開場するつもりもないし。ただ、2ｍということになると、未来永劫、実質、経営ができないので、現時点は全然この2ｍの目安という府の基準があれば、それはそれで皆さん差支えないと思っていますけど、これがいつか区域が解除された時に、今、国のいう四方を空けた座席配置ぐらいの程度に少し緩和される可能性もあるなら、今の時点では2ｍを空けてくださいということ、これが府の基準ですよという、我々はホールとか演芸場には説明をしますので。

【健康医療部長】

・岡本部長よろしいですか。2ｍという基準は、専門家会議でも出されていて、これはいわゆる飛沫が飛ぶ距離、濃厚接触者を特定する距離ということで、今2ｍということで、各業界もガイドライン、初版のガイドラインとして、2ｍ少なくとも1ｍを作られると思うんです。これ色んなトライアルですので、そこで席間の飛沫を防ぐことの方法とか、知見が積みあがってくれば、先ほど橋本危機管理監がおっしゃったいずれのガイドラインを専門家も意見を受けて、おそらく初版、二版という形で各業界のガイドラインも改訂をされると思うんですね。

・だから現時点では様々な休業要請を解く時の基準として、専門家の知見として2ｍ少なくとも1ｍという基準で府の標準的対策も各業界のガイドラインも記載をされているという理解で、そこの経験と知見の積み上がりで今、岡本部長がおっしゃったような各施設で運用可能なガイドラインの改訂というものをそれぞれの分野で求めていくという理解でいいのではないのかなと私は思っています。

【府民文化部長】

・言いたかったのは、別に彼らもやりたいわけではないので、非現実に経営できない数字を出して、これでやって下さいというガイドラインなら、当面未だ止めて下さいという方が、当部でグランキューブを所管していますから、2,800人のホールに380人以上入れたら貸せませんよという話ですから。

・それなら、未だ無理ですよという方が現実に使い手側からしたら、そう言って欲しいという方が、もう少しやっぱり状況が変わるまでは、当面劇場は難しいですよと言う方が、我々としては色々お付き合いがあったり、自分とこのホールを持っている立場としては運営しやすい。未だ貸せませんよと言う方がやりやすいなと思って言ったのと、いつか危機管理監が言われたように、また1ヶ月、2ヶ月様子を見て、この基準というのが見直されるのであれば、それはそれでそういう形で我々もグランキューブ、あるいは色々お付き合いのある演芸場やホールなどに説明をしたいと思っています。

【危機管理監】

・そもそも今、休止要請をしていまして、それを緩和する時に、全て元に戻っていいですよというような緩和じゃなくて、まさに段階的緩和で、先ず満員にしないで下さい。間隔を空けて、やるのであれば先ず空けてやって下さい。それで、落ち着いてきたら、全面的開業。そういう段階的な緩和の考え方に基づいて、こういうガイドラインとかいうのを多分作っているのですよね。ですから岡本部長は、そういう段階的なのをやっても商売にならないから、それはオールオアナッシングで考えてはいないというように思われたのかもしれませんが。

【府民文化部長】

・いえ、段階でいいと思います。ただ、2ｍというと、使い手からしたら物理的に5席空けるとか言ったらできないので。なら、まだそんな開ける段階ではないのじゃないですかと言っているだけで、これがここにある1ｍとか、国が言う緊急のところの地域じゃない四隅空けた座席配置と言えば、多分みなさん考えられるのですよね、また。余地のないことを言って、これじゃあ、やっていいですよというのは酷じゃないですかねと思っただけで。ただ、またこの後、段階的で少しこれが緩和されていくなら、そこで現実的のことをやればいいと思っているので、それで構いません。

【知事】

・岡本部長の言っていることもよく分かるのですけれども、このガイドラインは正確に伝えていただけたらなというふうに思います。必ずしも、2ｍと言っているわけではなくて、間隔を空けてくれ。そして、できるだけ2ｍを目安に最小1ｍと明記しているので、そういう意味では最小1ｍが目安です。

・例えば、四方空けた座席ということなので、そういった四方空けた座席とか、あるいは使用する座席を半分にしてくれと。そういう意味で、商売ベースと合わないかもしれませんが、このガイドラインは絶対に2ｍで4マス空けろというものでもないので、ちょっとここは正確に伝えてもらった上で、じゃあ、それでもやられますか。やられませんか。じゃあ、商売ベースだから、やっぱり止めときますとなった時、次にどうなるのですかと言えば、これは今、緊急事態宣言期間中ですから、もちろんそこの業界のガイドラインが出たら、それに倣いますけれども、それがないという前提に立つと、今度は5月末の段階でどうするかというのかを国が判断するので、その段階でこのガイドラインの扱いというのは、もう1回考えるということになると思います。

・もっと言えば、5月21日の段階で、緊急事態宣言をもう一度判断すると、国でも言っているわけなので、そこでどうなるか分かりませんけれども、もし外れるとなれば、そこでもこのガイドラインについての扱いを判断することになる。だから、部長のところで、本当にたくさんの劇場関係者いると思いますけれども、ここのガイドラインの中身を正確に伝えていただくのと、その方向性を伝えてもらって、後は事業者に判断を委ねるということでお願いをしたいと思います。

【財務部長】

・二点ほどちょっと確認の質問です。今、資料2－2の4ページですかね。特措法による休止を要請する施設のところで、そもそも接待を伴う飲食店というのは休止を要請しているのですよね。5月31日まで引き続きというふうになっているのですけれども、その外出自粛の要請のところで、接待を伴う飲食店など夜間の繁華街の外出を自粛するこというのが出てくるのですけれども、その接待を伴う飲食店はそもそも休止をしているので、開いていないと思うのですけれども、ちょっと表現としていいのかなというのが一点です。休止を要請しているのに、そこへ行くなというふうに書いてあるのですけれども、それが開いているということを意味するのではないかなというのが一つ。

・それからもう一つが、大阪コロナ追跡システムというのを使えというところがあるのですけれども、これはそもそも資料によると、自粛とかが終わってからイベントを再開する場合にこのシステムを使うようにというふうになっているかと思うのですけれども、資料2-3の不特定多数のものが利用する施設では、このシステムを導入することというのが出ているのですけれども、これもイベントは自粛ですけれども、それ以外の施設で不特定多数が集まる場合は、必ず追跡システムをやりなさいという意味なのか、そこの確認ですけれども教えていただけたらと思います。

【危機管理監】

・先ず、外出自粛要請ですけれども、接待を伴う飲食店としてキャバレーとかナイトクラブ、それからバー、パブとか書いておりますけれども、それは休止要請ということなのですけれども、そういう休止要請をしている接待を伴う飲食店がたくさん存在している夜間の繁華街には行かないで下さいねという主旨でございます。

・それから、もう一つのコロナ追跡システムですけれども。

【政策企画部長】

・これはイベントについては引き続き継続して休止と言いますか、中止、延期という形になってございますけれども、府有施設の中で不特定多数の方が利用する施設についてはこの大阪コロナ追跡システムというのを導入した上で、その中で例として書かしていただいているような施設については開館と言いますか、休館を解除するということでございます。

【財務部長】

・システムの方は分かりました。最初の方は、何か開いていてもいいように聞こえるのですけれども、接待を伴う飲食店の方が。

【危機管理監】

・接待を伴う飲食店だけではなくて、クラスターの発生事例で、いわゆる居酒屋等でクラスターが発生している事例がありますので、外出自粛要請の方は、夜間の繁華街への外出自粛要請をしているということになるのですけれども、その例示として接待を伴う飲食店を挙げたということなのですけれども。そこ、誤解を招くのではないかということであれば、表現はまた考えたいと思います。

【知事】

・現実問題、そういったクラスターが発生しているところは、夜の接待を伴う飲食店は我々、休業要請をかけています。じゃあ、それが100パーセント休業しているかどうかというこの社会の現実を見た時に、僕らが鍵を持っているわけではないので。それは休業要請に応じないという事業者も中にはあるかと思います。

・ですので、そういった現実を考えた時に、府民のみなさんにそういったお店は利用しないで下さいよというのは、両方の網掛けをするというのが、そっちの方が整合性は合っているのではないかなと思います。現実に休業要請をかけた所が全部本当に休業しているのであれば、必要ない項目だと思いますが、実際は、最終判断はあくまでも要請なので開いている所もある。開いている所があるとしても行かないで下さいねという意味で、夜の接待を伴う所へ行かないで下さいという府民への呼び掛けをするというのは、僕は、整合性はとれているのではないかなと思います。

※資料３に基づいて、危機管理監より説明。

【知事】

・このあと、僕から府民のみなさんに対しては、記者会見を準備していますので、そこで詳しくこの施設の考え方であったり、大阪の大きな方向性であったり、この資料について詳細な説明とその質問を全部受けたいと思います。

・要点の先ず確認ですけれど、休業要請をお願いするところのクラスターが発生するとこは分かりますが、クラスター類似、じゃあ、類似って何なの。何が基準になっているのというのは、先ほど危機管理監から飛沫が飛ぶとか、大声を出すとか、色んなチェック項目があった。そのチェック項目に当てはめていくと、これは類似するということだと思うのですが、それは専門家の意見を聞いて類似かどうか、その医学的な観点から判断したということでいいのですか。

【危機管理監】

・はい。専門家の先生の方からチェック項目についてご指導いただきまして、それに基づいてチェック項目を整理して、どれが類似施設に当たるかというのを判定したということでございます。

【知事】

・もう一つは、大規模な施設、特に遊興施設、それから屋内運動施設、そして遊戯施設。これはいわゆるクラスターが発生した分類の施設で、じゃあ、何で1,000㎡以上と以下で分れるのということの説明もいるとは思うのですけれども、これは元々の特措法の立て付け、それは政令で1,000㎡とあるので、特措法令に基づいて考えた時に1,000㎡を超えるか超えないかで感染が広がった時に大きな影響が生じるか、生じないか、その判断基準が1,000㎡だから、ここにも1,000㎡を活用したという理解でよろしいのですか。

【危機管理監】

・クラスターが発生した施設と同じ累計ということで、他の施設類型に比べて感染リスクは同様の累計リスクが高いだろうと。その中でも特に1,000㎡を超える大規模施設につきましては、一旦そこで感染が起こると大規模な蔓延に発展する可能性があるので、よりリスクが高いということで引き続き休止を要請するという考え方です。